

資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 組合組織（公務員） | 人事院・人事委員会勧告

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

人事院・人事委員会勧告

人事院・人事委員会勧告

I 人事院勧告とは

国家公務員も給与で生活する勤労者であり、適正な水準の給与が支払われなければなりません。しかし、国家公務員は、その地位の特殊性と職務の公共性から、協約締結権やストライキ権が否定されているなど労働基本権の制約を受けており、民間企業の従業員のように使用者との交渉によって給与や勤務時間を決めることができません。

このため、独立機関である人事院が必要な給与改定について国会と内閣に同時に勧告を行い、それに基づいて国家公務員の給与が改定される仕組みになっています。

この勧告は「人事院勧告」と呼ばれていて、民間企業従業員と国家公務員の給与水準を合わせることを基本に行われています。

* 人事院

国家公務員に基づき、公務員制度を公正かつ能率的に運用するために設けられている中央人事行政機関。人事院は、内閣の総括のもとに置かれていますが、公務員制度への政治の介入を避けるために、高度の独立性が保障されています。

II 人事委員会勧告

地方公務員は、民間企業の労働者と異なり、争議権、団体交渉権など憲法で保障された労働基本権が制約されているため、都道府県や政令指定都市には独立した第三者委員会である人事委員会の設置が義務づけられています。

このような労働基本権の制約は、公務員の地位の特殊性、公共性等によるものではあるが、その制約の代償措置の一つとして、人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

そのため、人事委員会は中立の第三者機関として、社会一般の情勢に適切した適正な職員の給与を確保するため、民間給与との精確な比較をもとに給与勧告を行っています。

こうした給与勧告が実施され、職員の適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、行政の安定性と生産性の維持、向上を図る上での基盤となっています。

* 人事委員会・公平委員会

地方公務員法は、地方公務員の公正な人事権を確保するため、地方公共団体の長、その他の任命権者から独立した人事行政機関として、人事委員会あるいは公平委員会を設置するなどしています。

人事委員会は、人口15万人以上の自治体に設置ができ、選考、給与、公平審査など自治体の専門的な人事行政機関として、都道府県や政令指定都市、東京特別区などに設置されています。

○出典：人事院ホームページ、全日本教職員組合ホームページ

What's 自治労 用語解説(自治労総合企画総務局編)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.